

豊田市ものづくりイノベーション創出補助金伴走支援等業務委託仕様書

1 事業目的

労働力人口の減少や価値観の多様化など社会環境が大きく変化する中で、本市が引き続き産業中枢都市として深化し続けるためには、市内企業の競争力強化や新事業展開に向けた挑戦を促すとともに、本市産業を牽引する新たなプレイヤーの活躍を促進し、新事業や新産業の創出につなげていくことが必要である。

本委託では、「豊田市ものづくりイノベーション創出補助金」（以下「本補助金」という。）に採択された補助事業者に対する事業計画の進捗管理等に関する伴走支援に加え、本補助金に係る交付事務支援業務及び採択事業者に対する補助事業の適切な執行管理支援を委託し、補助金の効果を最大化することを目的とする。

また、本委託は採択事業者の成長段階や特性に応じて伴走支援の内容を柔軟に設計し、事業化、継続的成長及び地域企業等との連携創出につなげる観点を重視するものとする。

2 本補助金の概要

本補助金の申請区分、補助対象者、補助対象事業、補助率、補助金額、対象期間、対象経費、審査方法等については、本補助金の交付要綱及び関連資料によるものとする。

3 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月26日（金）まで

4 委託業務

- (1) 本業務全体の企画・運営に係る業務
- (2) 本補助金採択事業者への事業計画推進に係る伴走支援業務
- (3) 本補助金の交付事務支援に係る業務
- (4) 本補助金採択事業者への補助事業の執行管理支援に係る業務
- (5) 翌年度の本補助金の公募及び周知に係る業務
- (6) 事業成果の取りまとめに係る業務

5 業務内容

- (1) 本業務全体の企画・運営に係る業務

受託者は、「1 事業目的」に留意して、「5 業務内容（2）から（6）」の各業務の連動性にも考慮したうえで、各業務の企画を行うこと。

また、各業務を実施する前に企画内容について委託者と協議すること。

（2）本補助金採択事業者への事業計画推進に係る伴走支援業務

受託者は、本補助金採択事業者（10 件から 15 件程度を想定）に対し、次に掲げる伴走支援を行うこと。

ア 個別メンタリング

受託者は、各採択事業者の事業進捗や課題に応じた最適な支援が可能な担当メンターを 1 者につき 1 名以上配置し、個別メンタリングを行うこと。

メンタリングは、事業ステージ（探索・実証・事業化等）に応じた支援、事業計画の精緻化（仮説設定、検証計画、KPI 設計等）、実証設計支援（PoC 計画、ユーザー検証、技術検証等）、協業推進支援（スタートアップと企業の連携促進等）、月次進捗管理の実施等を行うこと。

なお、メンタリング回数については 1 回 1 時間程度、全体で 100 回から 150 回程度の実施枠を設定した上で、各採択事業者の状況に応じ、当該枠内で柔軟に実施すること。実施方法は対面、オンラインは問わない。

また、事業期間中において、必要に応じて電話やメール等での相談や資料提供等の対応を行うこと。

イ 専門家派遣による支援

受託者は、採択事業者のニーズに応じて、技術、知財、デザイン、UI/UX、量産、販路開拓、資金調達等の専門家又は支援人材を適切に選定し、必要な支援につなげる。派遣後は成果及び課題を整理し、次のアクションにつなげる。

ウ ネットワーク形成支援

受託者は、ものづくり創造拠点 SENTAN が実施する事業「SENTAN 共創ラボ Edge」や「豊田市アクセラレータープログラム TAKEOFF」等との連携に加え、豊田市が実施するその他の事業、受託者が有する支援拠点や支援機関との連携体制、専門家ネットワーク、コミュニティ等を活用し、採択事業者の事業成長、連携創出及び販路開拓等に資するネットワーク形成支援を行うこと。

また、展示会・ピッチイベント等への出展支援、協業候補企業の探索・紹介、各採択事業者の取組成果の報告機会の確保等も行うこと。

(3) 本補助金の交付事務支援に係る業務

受託者は、本補助金に係る交付事務の支援として、次に掲げる業務を行うこと。

ア 本補助金の申請区分Ⅰ及びⅢに係る問合せ対応

イ 本補助金の申請区分Ⅱに係る審査方法案の検討、申請受付、手続きや経費等に関する問合せ対応等

(4) 本補助金採択事業者への補助事業の執行管理支援に係る業務

受託者は、本補助金採択事業者に対し、本補助金に係る事務手続が円滑に進むよう、次に掲げる執行管理支援を行うこと。

ア 経費管理支援

補助対象経費の判断、見積・契約・支払・証憑管理に関する助言、不適切経費の未然防止等を行うこと。

イ 実績報告書類作成支援

採択事業者が提出する実績報告書及び証憑書類等が不備のない状態となるよう、作成支援及び事前確認を行うこと。

(5) 翌年度の本補助金の公募及び周知に係る業務

受託者は、令和9年度の本補助金について、市内外に対し広く公募及び周知を行うものとし、次に掲げる業務を実施すること。

ア 説明会の開催

本補助金の制度内容等について適切な理解が得られるよう、説明会を企画し、開催すること。

イ 公募及び周知の実施

本補助金の活用を促進し、幅広い事業者からの応募につながるよう、効果的な公募及び周知を実施すること。

周知方法については、ものづくり創造拠点 SENTAN をはじめとする市内の関係機関（経済団体、民間企業、大学、教育機関等）との連携を図るとともに、多くの応募が見込める効果的な手法又は媒体を提案すること。

ウ 広報媒体の制作

説明会の補完及び周知促進を図るため、制度概要、申請方法その他必要な事項を分かりやすく説明した広報媒体として、紙媒体（A4 両面フルカラー、500 部、JPEG）、動画（15 分程度、MP4）を制作すること。

(6) 事業成果の取りまとめに係る業務

受託者は、(1) から (4) の実施内容を報告書に取りまとめ、事業期間中に委託者へ提出すること。

報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、市に提案すること。

6 業務体制

(1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

(2) 一括再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。

イ この業務における「主たる部分」とは、「5 業務内容 (2)」における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務と、「5 業務内容 (3)、(4)、(5) ウ」以外の業務をいう。

ウ 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など本業務の付随的・補助的業務に当たらない簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。

エ 受託者は、イ及びウに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。

オ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

7 業務成果

(1) 業務報告

ア 受託者は、本業務の委託期間の開始日から7日以内に委託者との初回打ち合わせを実施し、その結果を踏まえた事業の工程表を速やかに作成・提出すること。

イ 受託者は、委託者と月2回程度打ち合わせを実施すること（オンライン対応可）。なお、当該打ち合わせには、受託業務の業務担当責任者又は主担当者を1名以上参加させること。

ウ 受託者の都合により上記以外で対面による打ち合わせ又は協議が必要になった場合には、当該打ち合わせ等に係る費用は受託者において負担すること。

エ 受託者は、委託者との打ち合わせ及び協議後速やかに記録（様式は任意）を作成し、市担当者に提出すること（メール可）。

（２）成果物の納入

ア 成果物

（ア）事業成果報告書（A4 版縦 枚数の指定無）1 部及び電子データ

（イ）その他関係書類 1 式及び電子データ

イ 納入場所

豊田市産業部次世代産業課（豊田市挙母町 2-1-1）

ウ 納入期限

令和 9 年 3 月 26 日（金）

8 スケジュール（予定）

時期	概要
委託期間の開始日から 7 日以内	初回打合せ（事業実施スケジュールと実施内容についてのすり合わせ）
8 月上旬～	本補助金申請区分Ⅰ、Ⅲの問い合わせ対応
8 月上旬	・本補助金申請区分Ⅰ、Ⅲの担当メンター選定、伴走支援開始 ・本補助金申請区分Ⅱの審査方法決定
8 月下旬～	・本補助金申請区分Ⅱの審査開始 ・本補助金申請区分Ⅱの担当メンター選定、伴走支援開始
随時	次年度補助金申請事業者募集の媒体制作
2 月上旬～	・採択事業者の実績報告作成支援 ・採択事業者の取組成果報告機会の確保 ・次年度補助金申請事業者の募集
3 月上旬～	取りまとめ報告

9 その他

（１）本業務において事故等が発生した場合には、受託者は委託者に遅滞なく報告するとともに、その回復に努め、対応方法について指示を仰ぐこと。

（２）受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は委託者に帰属することとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、市担当者と受託者双方で協議の上決定すること。